

報道関係者 各位

平成 28 年 8 月 23 日

【照会先】

労働基準局 賃金課

課 長 増田 嗣郎

主任中央賃金指導官 川田代 学

中央賃金指導官 伊勢 久忠

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5531、5546)

(直通電話) 03(3502)6758

すべての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から 25 円引上げの 823 円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が、今日までに答申した平成 28 年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額および発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7 月 28 日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「平成 28 年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、地方最低賃金審議会が改定額を調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10 月 1 日から 10 月中旬までに順次発効される予定です。

【平成 28 年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・改定額の全国加重平均額は 823 円（昨年度 798 円）※
※昨年度との差額 25 円には、全国加重平均額の算定に用いる労働者数の更新による影響分（1 円）が含まれている（別紙の※3 参照）
- ・全国加重平均額 25 円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成 14 年度以降、最大の引上げ（昨年度は 18 円）
- ・最高額（東京都 932 円）と最低額（宮崎県等 2 県 714 円）の比率は、76.6%（昨年度は 76.4%。なお、この比率は昨年度に引き続き 2 年連続の改善）

(別紙) 平成 28 年度 地域別最低賃金額答申状況

(参考) 地域別最低賃金の改正手続の流れ

(別紙)

平成28年度地域別最低賃金時間額答申状況

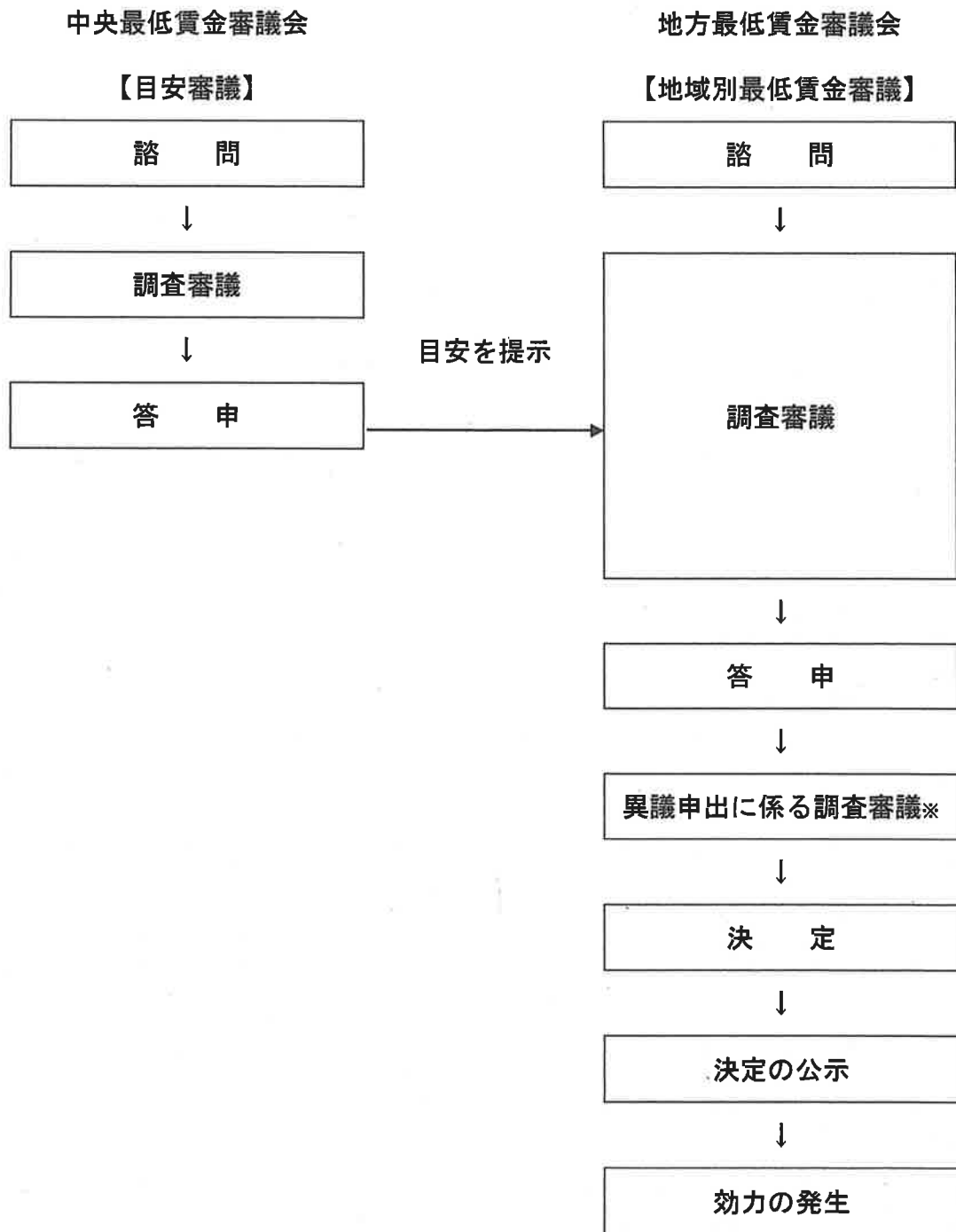
都道府県名	答申最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	(発効予定年月日)
北海道	786 (764)	22	(平成28年10月1日)
青森	716 (695)	21	(平成28年10月20日)
岩手	716 (695)	21	(平成28年10月5日)
宮城	748 (726)	22	(平成28年10月5日)
秋田	716 (695)	21	(平成28年10月6日)
山形	717 (696)	21	(平成28年10月6日)
福島	726 (705)	21	(平成28年10月1日)
茨城	771 (747)	24	(平成28年10月1日)
栃木	775 (751)	24	(平成28年10月1日)
群馬	759 (737)	22	(平成28年10月5日)
埼玉	845 (820)	25	(平成28年10月1日)
千葉	842 (817)	25	(平成28年10月1日)
東京	932 (907)	25	(平成28年10月1日)
神奈川	930 (905)	25	(平成28年10月1日)
新潟	753 (731)	22	(平成28年10月1日)
富山	770 (746)	24	(平成28年10月1日)
石川	757 (735)	22	(平成28年10月1日)
福井	754 (732)	22	(平成28年10月1日)
山梨	759 (737)	22	(平成28年10月1日)
長野	770 (746)	24	(平成28年10月1日)
岐阜	776 (754)	22	(平成28年10月1日)
静岡	807 (783)	24	(平成28年10月5日)
愛知	845 (820)	25	(平成28年10月1日)
三重	795 (771)	24	(平成28年10月1日)
滋賀	788 (764)	24	(平成28年10月6日)
京都	831 (807)	24	(平成28年10月2日)
大阪	883 (858)	25	(平成28年10月1日)
兵庫	819 (794)	25	(平成28年10月1日)
奈良	762 (740)	22	(平成28年10月6日)
和歌山	753 (731)	22	(平成28年10月1日)
鳥取	715 (693)	22	(平成28年10月12日)
島根	718 (696)	22	(平成28年10月1日)
岡山	757 (735)	22	(平成28年10月1日)
広島	793 (769)	24	(平成28年10月1日)
山口	753 (731)	22	(平成28年10月1日)
徳島	716 (695)	21	(平成28年10月1日)
香川	742 (719)	23	(平成28年10月1日)
愛媛	717 (696)	21	(平成28年10月1日)
高知	715 (693)	22	(平成28年10月13日)
福岡	765 (743)	22	(平成28年10月1日)
佐賀	715 (694)	21	(平成28年10月2日)
長崎	715 (694)	21	(平成28年10月6日)
熊本	715 (694)	21	(平成28年10月1日)
大分	715 (694)	21	(平成28年10月1日)
宮崎	714 (693)	21	(平成28年10月1日)
鹿児島	715 (694)	21	(平成28年10月1日)
沖縄	714 (693)	21	(平成28年10月1日)
全国加重平均額	823 (798)	25	—

※1 括弧書きは、平成27年度地域別最低賃金額

※2 「発効予定年月日」欄の日付は異議審がない場合の最短のもの。

※3 経済センサス(旧：事業所・企業統計調査)等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分(1円)が含まれている。

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催